

## 第38回山形地方裁判所委員会及び第36回山形家庭裁判所委員会議事概要

### 第1 日時

令和5年2月15日（水）午後1時30分～午後3時30分

### 第2 場所

山形地方・家庭裁判所第1会議室

### 第3 出席者

（委員長）

渡邊英敬（地裁委員及び家裁委員兼務）

（地裁委員）

五十嵐幸弘、大石徹、大林潤、折原浩文、高橋修、玉木康雄、土倉健太、古瀬隆志、八巻明美、結城義則、渡辺将和、渡辺正人（敬称略、五十音順）

（家裁委員）

青木敏、梶熊祐吉、金谷和彦、鈴木隆、鈴木隆一、田中武、向井翔、村山永、渡部信太郎（敬称略、五十音順）

（列席職員）

本多民事部総括判事、出羽地家裁事務局長、澤田地裁事務局次長、近野家裁事務局次長、熊谷地裁総務課長、佐藤民事訟廷管理官

（庶務）

酒井地裁総務課庶務係長

### 第4 議事

#### 1 新任委員挨拶（玉木委員）

#### 2 前回の山形地方裁判所委員会及び山形家庭裁判所委員会後の裁判所の取組報告

前回の第37回山形地方裁判所委員会（議題は「民事調停について～調停制度発足100周年を迎えて～」）及び第35回山形家庭裁判所委員会（議題は「家事調停について～調停制度発足100周年を迎えて～」）における委員意見等を踏まえ、山形地方・家庭裁判所が取り組んだ結果について、熊谷地裁総

務課長が報告した。

3 議題「裁判所におけるデジタル化について」

- (1) 議題に関する基本説明（熊谷地裁総務課長）
- (2) 意見交換、質疑応答

別紙のとおり

4 次回の予定等

(1) 次回開催日時

ア 地方裁判所委員会

令和5年7月4日（火）午後1時30分

イ 家庭裁判所委員会

令和5年7月10日（月）午後1時30分

(2) 次々回開催日時（合同開催）

令和6年2月14日（水）午後1時30分

(3) テーマ

委員長に一任することとされた。

(別紙)

意見交換結果（主な意見）

(◎委員長、○委員、■説明者（列席職員）)

- ◎ 裁判事務のデジタル化と一般的な事務のデジタルについて説明させていただいたが、説明を聞いて、あるいは、各委員の所属する組織におけるデジタル化との比較など、全体的な印象、感想等があれば伺いたい。
- 大学での現状をお話しさせていただくと、授業等をウェブで行っているところ、各学生にパソコン等の端末やインターネット環境等、大学が想定する環境が整っているかという点を気にしている。
- 裁判所の手続をウェブで実施する場合に、それらの環境がない利用者にとっては、一方的なものになるおそれがあると感じるが、裁判所から端末を貸すなどの制度は予定しているのか。
- ウェブを利用した手続により、時間の節約、顔を見て手続が進められるなどのメリットはあるが、そのような点を考えていかないと、利用は浸透していかないのではないかと思う。
- ◎ 御質問いただいた点は、後ほど、裁判手続のデジタル化について意見交換をする際に、御説明させていただくこととする。
- 裁判所では、ウェブによる手続において、こちらの説明等が正確に伝わっているか分かりづらいという点にあい路を感じているが、ウェブにより授業をされている際にそのように感じることはあるか。
- こちらから一方的に情報を伝える状態になっていて難しさを感じることはあるが、そのような状態は相当ではないので、対面の授業でも同様であるが、意識して学生から意見を聞く時間を設け、その意見に対して説明をするようにしている。
- また、大学ではデータ等をいつでも見られるようにしており、授業後に分からなかった点をいつでも見ることができるが、裁判所ではセキュリティの関係からいつでも見られるという状態にはならないと思われるので、どのようにされるか

は気になる点である。

- ウェブ会議は多く活用しているが、発言時には挙手をする、発言に対してうなずいて反応する、など社内のルールを決めており、伝わっているかなどが分かるよう工夫している。

また、この委員会の案内も書面ではなくメールでいただくなど、そのようなところから切り替えていただけると、いろいろなものが変わりだすのではないかと感じる。

話は変わるが、社員の中に裁判員に選ばれた者が何名かいて、どの社員も不安であり、パソコンやスマートフォンなどで検索していろいろ調べると、裁判所が作成しているであろうと思われるホームページにたどり着くが、もう少し一般的な目線での裁判員制度の説明、裁判員の使命や裁判員として注意すべきことなどが掲載されていると、社員も安心して裁判員裁判に参加できるのではないかと思う。

- ◎ 裁判所が考えていかなければならない点を御指摘いただいたと感じている。

今後、裁判所がデジタル化を進めていく上で、解決すべき点や留意すべき点が多くあると思われるが、どう対処すべきかについて、御経験の紹介や裁判所に対するアドバイス等をいただければと思う。

まずは、裁判手続のデジタル化について、意見交換をさせていただきたい。デジタル化を進めることで、例えば、申立てがデータ提出により可能となる、裁判所に行かなくても裁判手続に参加できる、といったことが予定されており、相当程度利用しやすくなり、裁判所利用者のニーズに応えるものになっていくであろうと認識しているが、国民の皆様が裁判所のデジタル化に期待することや利用しやすさの点から裁判所が検討しておくべきことなど、御意見をいただきたい。

それに先立ち、先ほど御質問いただいたウェブ会議が整備されていない利用者に対し、裁判所としてどう対応する予定かを裁判所から御説明いただきたい。

- 民事訴訟法の改正に当たって、ウェブ環境やデジタル機器へのアクセスが困難

な利用者がいることを前提として議論がされていたと記憶している。オンライン提出を全利用者に義務付けるという案も一部あったが、結論としてはそうならず、令和8年から導入される制度では、義務付けの対象は弁護士であり、御本人で手続をされる方については、従前どおり裁判所に持参又は郵送で書類を提出していただくことが可能となっている。

ウェブ環境やデジタル機器へのアクセスが困難な方が、オンライン提出やウェブ参加の利便性を享受したいとなった際に、現時点では、裁判所がデバイスを貸すという議論は出ておらず、現実としては、紙での提出を認めたり、電話での参加を認めたりして対応するものと考えている。

- オンライン提出等が義務付けられるのは弁護士、一部司法書士が関連するかもしれないが、一方に代理人が就いていて、一方が本人訴訟の場合、どのような取扱いになるのか伺いたい。
- 例えば、原告に代理人が就いていて、被告に代理人が就いていないケースを想定すると、被告からは紙で裁判所に書面が提出されることとなるが、当該書面を裁判所においてPDF化して、Microsoft Teams（マイクロソフトチームズ）又はm i n t s（ミンツ、民事裁判書類電子提出システム）にアップロードすることとなる。◎ 委員から、裁判所の何らかの資料がいつでも閲覧できる状況にあるのかという点について御質問があったが、この点についても裁判所から説明いただきたい。
- m i n t s では、事件単位でチームのようなものを作り、代理人の就いていない当事者が提出した書類を、裁判所が電子化してアップロードすることとなるため、原則として、当該事件の当事者及び代理人は、インターネット環境があれば、いつでもそのチームにアクセスして見ることができるという形を予定している。

また、委員から情報共有についても言及があったと思うが、現状は、マイクロソフトチームズを利用して事件を進行管理しており、これまで必ずしも明確に記録化されなかったり、認識の共有化が図られなかったりした、協議の場で取り上

げられた事柄や次回までの課題は、「達成点」と「宿題」という形でコメントを残すことにより、訴訟の進行状況をいつでも確認することができるという変化も見られている。

◎ 委員から紹介のあった伝わるためのルール作りについて、マイクロソフトチームズを利用して争点整理を行うに当たり、裁判所で工夫していることなどはあるか。

■ 次回の宿題、例えば、次回までにこれに関する書面を出してください、というものをメモに残したときには「いいね！」をするというルールは設けている。

ただ、ウェブ会議に参加するのは原告代理人、被告代理人及び裁判所の三者であることが多く、期日の進行中に挙手機能を使って発言してくださいというルールを定めるほど、多数当事者が参加し、発言者が誰であるのかが分からないという事態は生じていない。

◎ 国民の皆様が裁判所のデジタル化に期待することや利用しやすさの点から裁判所が検討しておくべきことに加え、現在の裁判所の利用しにくさについて、デジタル化により、こういう点を改善すれば、利用しやすくなるといった視点での御意見等があれば伺いたい。

○ 大学案内の場面で、大学でも、高校生に対する説明に壁が高いところがあるが、オープンキャンパスでは、職員が対応するのではなく、学生に対応してもらうことにより和やかな雰囲気を作り、壁を低くするよう心掛けている。裁判所では和やかな雰囲気というのは作りづらいため、壁を越えさせることは難しく、非常に大きな問題であると感じた。

◎ 御紹介いただいた例を基に、裁判所においても、広報活動により、裁判所の利用が決してハードルの高いものではないということが皆様に理解してもらえよう、デジタル化を含め工夫していく必要があると思われる。

ここまで、裁判手続のデジタル化の中でも民事訴訟を中心に意見交換をしてきたが、その他の分野でもデジタル化の検討が進められており、家庭裁判所の取組

み状況を御紹介いただきたい。

- 家庭裁判所では、1年半ほど前から全国の大規模庁においてウェブを利用した家事調停、いわゆるウェブ調停が試行されており、仙台高等裁判所管内では、仙台家庭裁判所においてウェブ調停が試行される予定である。

現時点では、山形家庭裁判所への導入時期は未定であるが、円滑な導入に向け、職員と調停委員が参加する模擬ウェブ調停を行っており、機器の操作や画面を見ながらの意見聴取といった、これまでにないウェブを利用した特徴に慣れるよう準備を進めている。

デジタル機器に慣れ親しんでいる若い世代はウェブ調停に問題なく対応できると思われるが、家庭裁判所には年齢層が高い利用者も多くおり、また、代理人を就けず、本人で手続を利用する方も多いことから、このような場合の対応が一つの課題だと認識している。

- ◎ 家庭裁判所が手続を進めていく上で、当事者や子どもの状況等を調査する家庭裁判所調査官という職種があり、その調査の結果を裁判や審判に活かしているが、遠方に当事者が居住している場合でも、調査官が出向いて調査を実施している現状があり、この点もデジタル化が進めばリモートで調査を実施することができ、時間的にも費用的にも効率化が図れるのではないかと考えている。

先ほど、委員から、裁判員に選任される方が身近にも出てきており、その方々の不安をもう少し解消できるような方法がないかという御意見をいただいたが、この点について御発言をお願いしたい。

- 裁判員の候補者になられた方には、裁判員の仕事や裁判の仕組みを説明する冊子を送付しているが、紙面では限界があり、より詳しい説明や動画を掲載している裁判所のホームページを御覧いただくよう案内をしているところである。

先ほどの御指摘は、そのホームページ、冊子及び動画の内容が分かりづらいという趣旨であると受け止めている。現実には、それらの説明等が裁判員の皆様の不安の解消に至っていないということは貴重な御意見として受け止め、担当部署に

伝える等して、なるべく分かりやすいものに改善できるよう努めたい。

また、裁判員には守秘義務があり、これは、事件の内容、すなわちどういう理由で有罪無罪や量刑が決まったかに及ぶものであるが、裁判員の方が経験を発信していただくことは可能である。個人で経験を発信されている方もおり、また、山形地方裁判所においても、「裁判員経験者との意見交換」を実施し、結果を文字にしてホームページに掲載しているところである。この結果を、文字ではなく、動画で掲載したり、裁判員経験者から今後裁判員を経験する方へのメッセージを発信したりするなど、不安の解消につながる発信を工夫する余地は十分にあると考えている。

- ◎ 紹介のあったとおり、各地方裁判所では「裁判員経験者との意見交換」を実施しており、その結果概要をホームページに掲載している（山形地方裁判所のウェブサイトに掲載されている「裁判員経験者との意見交換開催概要（令和4年11月17日開催）」をモニターに映して紹介）。

続いて、一般的な事務処理におけるデジタル化について意見交換をさせていただきたい。

裁判所がデジタル化を進めていく上で、裁判所の職員全体にデジタル化の必要性を理解させることが必要であると考えているが、委員の所属されている組織あるいは団体において、デジタル化の意識をどのように浸透させているか、その働きかけ等について御紹介いただきたい。また、デジタル化に抵抗の少ない若手職員の関与のさせ方やデジタル化に対応できない層に対する意識改革の進め方についても御紹介いただきたい。

- 社内で、部局横断的にDX化の社内委員会を設けており、働き方改革も踏まえ、月に1回は会議を開き、業務内容の見直し、大胆な合理化を進めている。

その他には、会議等のペーパーレス化を図っており、社内の会議の多くは、参加者にデータで資料を配布し、各自パソコンを持参している。例えば、内部の会議と外部から人を招いて行う会議とで、おのずと違いは出てくるとは思うが、先



ほど別の委員からも御紹介があったとおり、この委員会の案内をメールでいただくことも考えていいと思う。

また、コロナ禍という状況もあるが、採用面接などもオンラインで実施することが浸透してきている。

- ◎ 採用面接をオンラインで実施するとのお話をいただいたが、先ほどから話題となっている伝わり方の問題で、相手の特性等を理解、把握することが難しいのではないかと想像するが、いかがか。
- 言われるとおり、オンラインかつ限られた時間で、相手を見定めることは難しいと感じている。現状、工夫して質問を投げかけるということぐらいしかできないと思っている。
- ◎ DX委員会で合理化を中心に議論をされているということだが、合理化に向けての意識改革、合理化の必要性ということが社員に伝わっていると感じているか。
- 世の中の流れがデジタル化、合理化に進んでおり、当然、社員の中にも意識に温度差はある上、DX化の取り組みが他と比べて進んでいるとは言えないが、委員会の結果を全社メールで共有するなどを積み重ね、徐々にではあるが浸透してきていると思っている。
- ◎ DX化による合理化を進めていく過程で、事務の変容が見られたというような例はあるか。
- ニュースを扱っている報道部を所管しており、報道部では、手書きでいつどのようなニュースを放送したかを記録している台帳を使用していたが、様々な業務がある中で、手書きでこれに記帳することに手間がかかるという声が若手社員から上がり、思い切って廃止したということがあった。とりあえずやってみて、何か致命的な不都合があればその都度検討して修正していこうという考えの下、実行した。
- ◎ ある裁判官の銀行における外部経験において、以前の銀行では大部の決裁資料を作成していたところ、デジタル化により、決裁資料の合理化を図り、一枚もの

に近い決裁資料に劇的に変化したという経験が報告されたことがあったが、今御紹介いただいたような、デジタル化による業務の合理化・標準化や事務の変容の実情について、他の委員からも御紹介をいただきたい。

- ペーパーレス化を進めなければならないということで、15年ほど前に電子決裁稟議システムが導入された。それまでは決裁に稟議書面のエビデンスとなる資料を大量に添付して回しており、電子決裁稟議システムが導入された当初は、起案者も決裁者も慣れず、印刷した決裁資料を併用していた。そこから、徐々に紙をなくし、慣れてしまえば便利なシステムだということで、ペーパーレス化が進んだ。

また、電子決裁稟議システムでは、決裁説明等を記載できる枠が限られており、いかにシステム上に、端的かつ十分な文章を記載するかという工夫が必要となり、最初は時間がかかったが、徐々に慣れていったと記憶している。

- ◎ 決裁を求めたいことを端的に説明し、どういう判断をしてほしいのか、その際の問題点がどこにあるかを適切に示す必要があると思われるが、システム上での稟議書は以前と比べて改善されたと感じるか。
- より簡潔な文章になったとは感じている。
- ◎ デジタル化を進めていく上で、システム等の操作方法などのサポート体制が充実していなければ、システムを十分に活用できないのではないかと考えているが、サポート体制について御紹介いただきたい。
- 教員にも年齢層に幅があり、やはり若い教員はシステムの操作に強いため、新しいシステムを導入するときなどは、若手の教員とシステムの扱いが苦手な教員を一つのグループとして、サポートできるようにしている。
- 銀行ではサポートをする部署が本部にあったため、その部署に聞くことでサポートを受けられていた。
- 不動産登記の申請手続については、全国でも山形でも7割近くがオンラインでされているが、実際の事務処理は、オンラインで提出された書類を印刷して行っ

ている。コロナ禍でのテレワークの推進ということもあり、画面上で確認するというのがシステム上できるようにはなっているが、法務局において確認する書類の枚数が多いことから、すべてを画面上で確認することは難しく、入口はオンラインでも、その後はペーパーというのが実情である。

不動産登記以外の部署でも、電子決裁は進められているが、電子決裁に適するものと個人情報等の関係から紙でなければならないものがあることや電子決裁を利用して途中の決裁権者において印刷したものが必要となることもあることから、必要なものについては紙を併用しているのが実情である。

- ◎ いま御紹介いただいたテレワークは、デジタル化とは切り離せない関係にあると思われるが、テレワークについて御意見や取組の御紹介をいただきたい。
- 山形県では、コロナ禍で職員のテレワークの必要性が生じたことから、職員の自宅にあるパソコンから職場で使用しているパソコンにアクセスできるシステムを導入している。

現状、電子決裁は導入していないが、自宅のパソコンから職場のパソコンへのアクセスが可能となったことで、職員からは電子決裁の導入を求める声も出てきている。

一方で、行政機関には適切な公文書管理が求められており、県においても文書の重要性に応じて保存すべき年数が定められているが、公文書をデジタル化した場合にデータの永続性がどうなのかという疑問を感じている。

かつて、昔のA c c e s s（アクセス）のデータが今は開けないといったような問題があり、また、PDFにも様々な規格があり、長期保存に適した規格もあるように聞いているので、そのあたりも勉強していく必要があると感じている。

- ◎ コロナ禍により、多くの会議でウェブ会議が活用されていると思われるが、ウェブ会議に適した会議や利用するメリット、あるいはその反対にウェブ会議に適さない会議など、ウェブ会議の特性を生かした利用方法について、御意見をいただきたい。

- 大学では伝えることが中心となるため工夫等が紹介できないが、双方向の議論は難しいのではないかという印象はある。
- 検察庁では、会議や検察官・検察事務官の研修などかなりの頻度で専用のテレビ会議システムを使用している。ただ、参集の会議等がないということはなく、東京や仙台に参集して会議・研修も実施している。
- ◎ 裁判所でもウェブ会議を利用した出前講義などの広報を行っているが、ウェブ会議の広報における利用について、留意しておくべき点や裁判所が考えておくべきことなど、御意見をいただきたい。
- ウェブ会議を利用して出前講義を行った経験があるが、裁判官に対する固いという印象を和らげるために冗談を言って場を盛り上げるようとする場面において、盛り上がっているかの状況が分かりづらいと感じる。

法律の中身を教えるという点には問題はないと思うが、場を盛り上げたり、親近感を持ってもらったりといった感覚的な部分をどう伝えるのかがウェブ会議を利用した広報の課題ではないかと思う。
- 裁判所の仕事も弁護士の仕事も人と人との仕事なので、人との出会い、ふれ合い、感覚や経験の共有が必要であると思うが、それらはウェブ会議では培われな  
いと思っている。また、教育も同じで、生徒の人間性を向上させるのは直接のふれ合いだ  
と思う。

この反面、ウェブ会議が非常に役立つ場面もある。一つ例を紹介すると、世間では靈感商法ということが話題となっているが、全国の有志の弁護士約300名で弁護団を結成している。これだけの人数が実際に集まることはほとんど不可能であるところ、ウェブにより会議を行うことができている。また、各自の事例をメールで共有し、対応に活かしている。このような全国的な問題への対応には、ウェブ会議が不可欠と感じている。
- ◎ 本日いただいた貴重な御意見や取組みの御紹介を今後の裁判所の運用に活かして参りたい。

以 上